近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市 彦根地方気象台、国土交通省近畿地方整備局、滋賀県

※当該取組方針は、野洲川、杣川、草津川、および甲賀・湖南圏域における一級河川からの 洪水氾濫や土砂災害を対象とした取組方針である。 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市 彦根地方気象台、国土交通省近畿地方整備局、滋賀県

※当該取組方針は、野洲川、杣川、草津川、および甲賀・湖南圏域における一級河川からの 洪水氾濫や上砂災害を対象とした取組方針である。

野沙	N川および甲賀・湖南圏	域の取組方針(R3更新案)	資料3
旧(令和2年7月3日更新)		新(令和3年5月6日更新案)	
目 次		目 次	
1. はじめに	1	1. はじめに	- 1
2. 野洲川および甲賀・湖南圏域の概要と主な課題	3	   2. 野洲川および甲賀・湖南圏域の概要と主な課題	- 3
3. 現状の取組状況	4	   3. 現状の取組状況	- 4
4. 減災のための目標	8	   4. 減災のための目標	- 8
5. 概ね5年で実施する取組	9	5. 概ね5年で実施する取組	- 9
6. フォローアップ	19	6. フォローアップ	- 19

## 1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申された。国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフトー体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村(109水系、730市町村)において水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

このような中、平成 28 年 8 月、台風第 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この災害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、平成 29 年 6 月に、水防法等の一部を改正する法律が施行され、令和 3 年度までに緊急的に実施すべき事項に関する「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が取りまとめられた。

野洲川および甲賀・湖南圏域では、全国どこでも同様の豪雨災害が発生してもおかしくないとの認識のもと、防災・減災等について情報共有し、野洲川、杣川、草津川、琵琶湖を中心としつつ、甲賀・湖南圏域におけるその他の一級河川の浸水を想定した安全なまちづくりについて意見交換を行う事を目的に、「近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、気象庁彦根地方気象台、近畿地方整備局、滋賀県」で構成される「野洲川地域安全懇談会」を平成27年12月3日に設立し、水防法第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会、及び同法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「野洲川地域安全協議会」を平成30年5月10日に設置した。

野洲川および甲賀・湖南圏域は、国道 1号・8号、名神高速道路、JR 東海道新幹線・東海道本線・草津線等が走る交通要衝地であり、滋賀県の中核都市として社会・経済・文化の基盤を成している。また、全国的に人口減少が進む中、当地域は人口増加率の高い活力のある地域となっている。

本協議会では、野洲川および甲賀・湖南圏域の地形的特徴や地域で浸水被害が発生した平成25年9月台風第18号など過去の災害の教訓、現状の水害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『大規模水害が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受け浸水が長期に及ぶことを念頭に、逃げ遅れによる人的被害をなくし、地域社会機能の継続性を確保するため「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害を最

- 1 -

#### 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申された。国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフトー体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村(109 水系、730 市町村)において水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

このような中、平成28 年8 月、台風第10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この災害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、平成29 年6 月に、水防法等の一部を改正する法律が施行され、令和3年度までに緊急的に実施すべき事項に関する「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が取りまとめられた。

野洲川および甲賀・湖南圏域では、全国どこでも同様の豪雨災害が発生してもおかしくないとの認識のもと、防災・減災等について情報共有し、野洲川、杣川、草津川、琵琶湖を中心としつつ、甲賀・湖南圏域におけるその他の一級河川の浸水を想定した安全なまちづくりについて意見交換を行う事を目的に、「近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、気象庁彦根地方気象台、近畿地方整備局、滋賀県」で構成される「野洲川地域安全懇談会」を平成27年12月3日に設立し、水防法第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会、及び同法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「野洲川地域安全協議会」を平成30年5月10日に設置した。

野洲川および甲賀・湖南圏域は、国道 1号・8号、名神高速道路、JR 東海道新幹線・東海道本線・草津線等が走る交通要衝地であり、滋賀県の中核都市として社会・経済・文化の基盤を成している。また、全国的に人口減少が進む中、当地域は人口増加率の高い活力のある地域となっている。

本協議会では、野洲川および甲賀・湖南圏域の地形的特徴や地域で浸水被害が発生した平成25年9月台風第18号など過去の災害の教訓、現状の水害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『大規模水害が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受け浸水が長期に及ぶことを念頭に、逃げ遅れによる人的被害をなくし、地域社会機能の継続性を確保するため「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害を最

- 1 -

小化」するためのハード・ソフト対策を実施し、水害・土砂災害に強い地域 を目指す』ことを目標に位置づけ、取組方針をとりまとめた。 主な取組の具体的な内容は、以下のとおり。

- ・「ハード対策」では、基幹的対策である河川改修に加え、危機管理型ハード整備や、洪水を安全に流す対策としての堤防強化などを実施するとともに、避難行動、水防活動、復旧活動に資する水防拠点などの基盤整備等を実施する。
- ・「ソフト対策」では、下記の取組等を展開することにより、「水防災意識社 会の再構築」に向けた減災対策を実施する。
- ①逃げ遅れをなくすための避難行動、長期的な避難のための取組
  - ・避難情報が対象者へ着実に届くようにケーブルテレビや防災メールの 導入など
  - ・住民自らが確実な避難行動が実施できるように、各住居から避難場所までを整理した「我が家の避難カード」の作成、小学生等を中心とした 避難経路の安全利用点検、地域住民と連携したサイクリングやまちあるきによる避難経路・河川周辺の現地調査など
  - ・地域住民、河川の通過交通者等の避難時間を十分に確保するため、<u>広域</u>的な連携に資するタイムラインへの見直しなど
- ②確実な避難時間の確保、浸水被害軽減のための水防活動の取り組み
  - ・防災組織の広域的な協力・連携強化のための<u>広域水防訓練の実施を検</u> 討、ロールプレイング方式による情報伝達訓練など
  - ・水防活動支援のための情報公開、情報共有
  - ・危険性の高い中小河川における避難判断に資する目安の検討
- ③生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための復旧活動の取り 組み
- ・浸水継続時間が長期に及ぶ湖岸地域等の早期復旧のため、浸水する緊急輸送道路の代替ルートの検討、資機材の広域的な輸送計画の作成など

小化」するためのハード・ソフト対策を実施し、水害・土砂災害に強い地域 を目指す』ことを目標に位置づけ、取組方針をとりまとめた。 主な取組の具体的な内容は、以下のとおり。

- ・「ハード対策」では、基幹的対策である河川改修に加え、危機管理型ハード整備や、洪水を安全に流す対策としての堤防強化などを実施するとともに、避難行動、水防活動、復旧活動に資する水防拠点などの基盤整備等を実施する。
- ・「ソフト対策」では、下記の取組等を展開することにより、「水防災意識社 会の再構築」に向けた減災対策を実施する。
- ①逃げ遅れをなくすための避難行動、長期的な避難のための取組
  - ・避難情報が対象者へ着実に届くようにケーブルテレビや防災メールの 導入など
  - ・住民自らが確実な避難行動が実施できるように、各住居から避難場所までを整理した「我が家の避難カード」の作成、小学生等を中心とした 避難経路の安全利用点検、地域住民と連携したサイクリングやまちあるきによる避難経路・河川周辺の現地調査など
  - ・地域住民、河川の通過交通者等の避難時間を十分に確保するため、<u>広域</u>的な連携に資するタイムラインへの見直しなど
- ②確実な避難時間の確保、浸水被害軽減のための水防活動の取り組み
  - ・防災組織の広域的な協力・連携強化のための<u>広域水防訓練の実施を検</u> 討、ロールプレイング方式による情報伝達訓練など
  - ・水防活動支援のための情報公開、情報共有
  - ・危険性の高い中小河川における避難判断に資する目安の検討
- ③生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための復旧活動の取り 組み
- ・浸水継続時間が長期に及ぶ湖岸地域等の早期復旧のため、浸水する緊急輸送道路の代替ルートの検討、資機材の広域的な輸送計画の作成など

- 2 -

## 2. 野洲川および甲賀・湖南圏域の概要と主な課題

## (1)野洲川および甲賀・湖南圏域の概要

野洲川は、滋賀県甲賀市土山町と三重県三重郡菰野町の境にある御在所山にその源を発し、田村川、杣川等をあわせながら湖南市、栗東市、野洲市、守山市を通り北西に流下して琵琶湖北湖に注ぐ、幹川流路延長約65km、流域面積387km²の一級河川で、琵琶湖に流入する最大の河川である。

かつては、典型的な天井河川であり河口部で南流と北流に分岐していたが、昭和54年に放水路として一本化された。

昭和 28 年 9 月の台風第 13 号では、野洲川旧北流右岸堤防約 180m が決壊し、流出・半壊家屋が約 1700 戸、田畑の流出・埋没が約 500ha、冠水が 300ha になるなど、甚大な被害が発生した。

甲賀・湖南圏域の沖積地帯を流れる川は、葉山川、草津川、狼川、家棟川〔湖南市〕に代表されるように河床が周辺地盤高よりも高いところを流れる天井川と、その間に下流になるにつれて流路が分派していく用排水路河川(いわゆる尻無川)等で構成されている。

#### (2) 主な課題

野洲川および甲賀・湖南圏域の地形的特徴や地域で浸水被害を発生させた 平成25年9月台風第18号における対応状況、現状の水害に関する取組状況 などを踏まえ、以下の課題を抽出した。

- ○野洲川の国管理区間における堤防整備率は100%であるが、想定し得る最大規模の降雨による洪水が発生した場合、堤防からの越流による氾濫が想定される。
- 〇野洲川は、琵琶湖水位の影響を受けるため、琵琶湖の水位が上昇した場合、浸水継続時間が長期に及び、琵琶湖湖岸の浸水継続時間4週間以上の範囲は約13km<sup>3</sup>(野洲川洪水想定区域の約14%)となることが想定され、社会経済活動の停滞が懸念される。
- 〇野洲川下流部は放水路として概ね整備が完了しており、他の河川と比較 して治水安全度が高く、野洲川の氾濫に対する危機意識の低下に伴う自 主的な避難行動の遅れが懸念される。
- ○水防団員の水害対応経験者が少なく、水防活動の連携が十分ではないため、迅速かつ的確な水防活動の実施が懸念される。

以上の課題を踏まえ、野洲川および甲賀・湖南圏域の大規模水害に備えて「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための 具体的取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すもの である。

## 2. 野洲川および甲賀・湖南圏域の概要と主な課題

#### (1)野洲川および甲賀・湖南圏域の概要

野洲川は、滋賀県甲賀市土山町と三重県三重郡菰野町の境にある御在所山にその源を発し、田村川、杣川等をあわせながら湖南市、栗東市、野洲市、守山市を通り北西に流下して琵琶湖北湖に注ぐ、幹川流路延長約65km、流域面積387km<sup>2</sup>の一級河川で、琵琶湖に流入する最大の河川である。

かつては、典型的な天井河川であり河口部で南流と北流に分岐していたが、昭和54年に放水路として一本化された。

昭和 28 年 9 月の台風第 13 号では、野洲川旧北流右岸堤防約 180m が決壊し、流出・半壊家屋が約 1700 戸、田畑の流出・埋没が約 500ha、冠水が300ha になるなど、甚大な被害が発生した。

甲賀・湖南圏域の沖積地帯を流れる川は、葉山川、草津川、狼川、家棟川〔湖南市〕に代表されるように河床が周辺地盤高よりも高いところを流れる天井川と、その間に下流になるにつれて流路が分派していく用排水路河川(いわゆる尻無川)等で構成されている。

#### (2) 主な課題

野洲川および甲賀・湖南圏域の地形的特徴や地域で浸水被害を発生させた 平成25年9月台風第18号における対応状況、現状の水害に関する取組状況 などを踏まえ、以下の課題を抽出した。

- ○野洲川の国管理区間における堤防整備率は100%であるが、想定し得る最大規模の降雨による洪水が発生した場合、堤防からの越流による氾濫が想定される。
- 〇野洲川は、琵琶湖水位の影響を受けるため、琵琶湖の水位が上昇した場合、浸水継続時間が長期に及び、琵琶湖湖岸の浸水継続時間4週間以上の範囲は約13km (野洲川洪水想定区域の約14%)となることが想定され、社会経済活動の停滞が懸念される。
- 〇野洲川下流部は放水路として概ね整備が完了しており、他の河川と比較 して治水安全度が高く、野洲川の氾濫に対する危機意識の低下に伴う自 主的な避難行動の遅れが懸念される。
- ○水防団員の水害対応経験者が少なく、水防活動の連携が十分ではないため、迅速かつ的確な水防活動の実施が懸念される。
- ○新型コロナウィルス感染予防対策として、内閣府から避難所の運営方法 等に関する参考資料が出されており、実行に移す必要がある。
- ○流域内に存在する利水ダム管理者とは、事前放流による治水容量確保の 協定を締結しており、関係機関で連携する必要がある。

#### |協議会での意見により、追記

以上の課題を踏まえ、野洲川および甲賀・湖南圏域の大規模水害に備えて「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための 具体的取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すもの である。

- 3 -

- 3 -

#### 新(令和3年5月6日更新案)

## 3. 現状の取組状況

前述の課題を踏まえて、避難場所指定も含めた避難誘導体制、防災組織の 広域的な協力・連携体制の重要性、水害への危機意識の低下など、これまで の水害対策に課題があることが確認された。

野洲川および甲賀・湖南圏域における減災対策について、各関係機関が現在実施している現状と課題は、以下のとおりである。

- ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
  - ◆想定される浸水リスクの周知

※現状: O、課題: ● (以下同様)

Α

- 〇野洲川、杣川において想定最大規模の外力による洪水浸水想定区 域を公表している
- ○野洲川(国管理区間)は堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を琵琶湖河川事務所のHP等で公開している
- 〇県管理区間(日野川、琵琶湖)では計画規模の外力等による浸水 想定区域を公表している
- ○滋賀県では内水シミュレーション結果を用いた「地先の安全度マップ」を公表している
- ●浸水エリアに関する情報の認識や周知が不足している
- ●県管理区間(日野川、琵琶湖)における想定最大規模の外力 を対象とした洪水浸水想定区域が公表されていない
- ●県管理区間(野洲川上流、日野川、琵琶湖)における想定最 大規模の外力を対象とした氾濫シミュレーションが公開され ていない

#### ◆避難勧告等の発令について

- ○緊急時における琵琶湖河川事務所長・彦根地方気象台長と首長と のホットラインによる情報の共有体制が確保できている
- 〇国・各市において、河川水位と避難勧告の発令時期などに関する タイムライン(案)が策定されている
- ●避難勧告が夜間の場合、避難時の災害や事故等が懸念される│
- ●広域的な防災対応に必要な国と複数の市等からなるタイムラインは作成されておらず、防災機関の対応のばらつきが懸念される

#### 3. 現状の取組状況

前述の課題を踏まえて、避難場所指定も含めた避難誘導体制、防災組織の 広域的な協力・連携体制の重要性、水害への危機意識の低下など、これまで の水害対策に課題があることが確認された。

野洲川および甲賀・湖南圏域における減災対策について、各関係機関が現 在実施している現状と課題は、以下のとおりである。

- ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
  - ◆想定される浸水リスクの周知

※現状:○、課題:●(以下同様)

- 〇野洲川、杣川において想定最大規模の外力による洪水浸水想定区 域を公表している
- 〇野洲川(国管理区間)は堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を琵琶湖河川事務所のHP等で公開している
- 〇県管理区間(日野川、琵琶湖)では計画規模の外力等による浸水 想定区域を公表している
- ○滋賀県では内水シミュレーション結果を用いた「地先の安全度マップ」を公表している
- ●浸水エリアに関する情報の認識や周知が不足している
- ●県管理区間(日野川、琵琶湖)における想定最大規模の外力 を対象とした洪水浸水想定区域が公表されていない
- ●県管理区間(野洲川上流、日野川、琵琶湖)における想定最 大規模の外力を対象とした氾濫シミュレーションが公開され ていない

#### ◆避難勧告等の発令について

- ○緊急時における琵琶湖河川事務所長・彦根地方気象台長と首長と のホットラインによる情報の共有体制が確保できている
- 〇国・各市において、河川水位と避難勧告の発令時期などに関する タイムライン(案)が策定されている
- ●避難勧告が夜間の場合、避難時の災害や事故等が懸念される
- ●広域的な防災対応に必要な国と複数の市等からなるタイムラインは作成されておらず、防災機関の対応のばらつきが懸念される

- 4 -

- 4 -

D

G

#### 新(令和3年5月6日更新案)

#### ◆指定避難所、避難経路について

- 〇水防法改正前に公表した計画規模での浸水想定区域図等をもとに 各市にてハザードマップを作成している
- 〇ハザードマップを公表し指定避難所を明記している
- 〇野洲市と守山市では、互いに各市の避難所へ避難することが可能 となっている
- ●想定最大規模に対するハザードマップが作成されていない
- ●ハザードマップに避難経路が定められていない(草津市除く)
- ●浸水エリア内に指定避難所が指定されており、代替場所が選 定されていない
- ●指定避難所が不足している地域がある
- ●浸水継続時間が 4 週間以上にも及ぶ地域の長期避難を考慮した計画がない
- ◆住民等への情報伝達体制や方法について
  - ○防災行政無線等が整備されている地域がある
  - 〇ケーブルテレビや防災メール、SNSでの情報発信をしている
  - ○河川管理者によるCCTVカメラの映像(静止画)をHPで提供している
  - ●防災情報が高齢者に伝わっていない
  - ●WEB 等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を 入手するまでに至っていない
  - ●住民の防災意識・知識が十分ではない
  - ●広報車や屋外スピーカによる正確な情報伝達が難しい
  - ●洪水時はアクセスが集中するため、HPが閲覧しにくくなる
- ◆避難誘導体制について
  - 〇指定避難所の表示板を設置している
  - ○避難行動要支援者名簿を作成している
  - 〇市職員、水防団員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な 地域から安全な地域へ避難誘導を行う体制が整っている
  - ●高齢者に十分に配慮した避難計画となっていない
  - ●避難行動要支援者の避難誘導体制が十分に確保されていない
  - ●避難誘導マニュアルが作成されていない

#### ◆指定避難所、避難経路について

- 〇水防法改正前に公表した計画規模での浸水想定区域図等をもとに 各市にてハザードマップを作成している
- 〇ハザードマップを公表し指定避難所を明記している
- 〇野洲市と守山市では、互いに各市の避難所へ避難することが可能 となっている
- ●想定最大規模に対するハザードマップが作成されていない
- ●ハザードマップに避難経路が定められていない(草津市除く)
- ●浸水エリア内に指定避難所が指定されており、代替場所が選 定されていない
- ●指定避難所が不足している地域がある
- ●浸水継続時間が 4 週間以上にも及ぶ地域の長期避難を考慮した計画がない
- ◆住民等への情報伝達体制や方法について
  - 〇防災行政無線等が整備されている地域がある
  - 〇ケーブルテレビや防災メール、SNSでの情報発信をしている
  - 〇河川管理者による C C T V カメラの映像 (静止画) を H P で提供している
  - ●防災情報が高齢者に伝わっていない
  - ●WEB 等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を 入手するまでに至っていない
  - ●住民の防災意識・知識が十分ではない
  - ●広報車や屋外スピーカによる正確な情報伝達が難しい
  - ●洪水時はアクセスが集中するため、HPが閲覧しにくくなる
- ◆避難誘導体制について
  - ○指定避難所の表示板を設置している
  - 〇避難行動要支援者名簿を作成している
  - 〇市職員、水防団員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な 地域から安全な地域へ避難誘導を行う体制が整っている
  - ●高齢者に十分に配慮した避難計画となっていない
  - ●避難行動要支援者の避難誘導体制が十分に確保されていない
  - ●避難誘導マニュアルが作成されていない

- 5 -

- 5 -

Н

Ι

K

Н

	# <i>!//</i> //////////////////////////////////
旧(令和2年7月3日更新)	
◆避難に関する啓発活動について	
〇出前講座、防災講話による啓発活動を実施している	

〇防災ハンドブックを配布している

- ●水害経験の無い世代の避難等に関する知識が十分でない
- ●河川の氾濫に対する危機意識をもった住民が少ない
- ●まるごとまちごとハザードマップを実施していない
- ② 水防に関する事項
  - ◆水防体制

〇自主防災組織の立ち上げ補助、運営補助などを行っている ○防災組織の協議会を設置している

- 〇自主防災組織への資機材の補助を行っている 〇国と各市が共同で重要水防箇所の点検を行っている
- ●広域的な水防活動に必要な国、各市、水防団等の連携体制が
- 十分ではない ●水防資機材の運搬道路が浸水する
- ●隣接市の重要水防筒所に関する情報・認識が十分でない
- ◆河川水位等に係る情報の提供

○基準地点等の観測箇所では水位計を設置し情報を公開している

- ●基準地点等の河川水位しか情報提供していない
- ③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

●水防技術の熟練者が少ない

◆氾濫水の排水について

○災害時には、国が排水ポンプ車を派遣し、復旧活動を支援する用 意がある

- ●氾濫発生後、速やかに被害状況の把握が出来ていない
- ●想定最大規模洪水における各市の浸水箇所に対する排水ポン プ車配置計画は作成していない

◆避難に関する啓発活動について

〇出前講座、防災講話による啓発活動を実施している 〇防災ハンドブックを配布している

●水害経験の無い世代の避難等に関する知識が十分でない

新(令和3年5月6日更新案)

- ●河川の氾濫に対する危機意識をもった住民が少ない
- ●まるごとまちごとハザードマップを実施していない
- ② 水防に関する事項
- ◆水防体制

〇自主防災組織の立ち上げ補助、運営補助などを行っている

- O防災組織の協議会を設置している
- 〇自主防災組織への資機材の補助を行っている
- 〇国と各市が共同で重要水防箇所の点検を行っている
- ●水防技術の熟練者が少ない Ι ●広域的な水防活動に必要な国、各市、水防団等の連携体制が
- 十分ではない ●水防資機材の運搬道路が浸水する
- ●隣接市の重要水防箇所に関する情報・認識が十分でない
- ◆河川水位等に係る情報の提供

○基準地点等の観測箇所では水位計を設置し情報を公開している

- ●基準地点等の河川水位しか情報提供していない
- ③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項
- ◆氾濫水の排水について

○災害時には、国が排水ポンプ車を派遣し、復旧活動を支援する用 意がある

- ●氾濫発生後、速やかに被害状況の把握が出来ていない
- ●想定最大規模洪水における各市の浸水箇所に対する排水ポン プ車配置計画は作成していない

M

K

- 6 -

- 6 -

野洲川	甲賀・湖南圏域の取組方針(R3更新案)	資料
旧(令和2年7月3日更新)	新(令和3年5月6日更新案)	
<ul><li>④ 河川管理施設の整備について</li><li>◆堤防等河川管理施設の現状の整備状況</li></ul>	<ul><li>④ 河川管理施設の整備について</li><li>◆堤防等河川管理施設の現状の整備状況</li></ul>	
<ul> <li>○野洲川の国管理区間における現時点の堤防整備率は100%でる</li> <li>○野洲川の国管理区間において浸透に対する堤防強化等の河川でを実施している</li> <li>○河道内樹木の伐採、河道内堆積土砂の除去等を実施している</li> <li>○甲賀・湖南圏域の県管理河川においては、河川整備計画に基づ川整備を実施している</li> <li>○「滋賀県河川整備5ヶ年計画(平成31年3月)」では、野洲川県管理区間は事業準備区間として位置付けられている</li> </ul>	<ul> <li>○野洲川の国管理区間における現時点の堤防整備率は100%である</li> <li>○野洲川の国管理区間において浸透に対する堤防強化等の河川改修を実施している</li> <li>○河道内樹木の伐採、河道内堆積土砂の除去等を実施している</li> <li>○甲賀・湖南圏域の県管理河川においては、河川整備計画に基づき河川整備を実施している</li> <li>○「滋賀県河川整備5ヶ年計画(平成31年3月)」では、野洲川の県管理区間は事業準備区間として位置付けられている</li> </ul>	
●浸透に対する堤防強化の未整備区間がある	●浸透に対する堤防強化の未整備区間がある ト	I
●想定最大規模の洪水が発生すると堤防から越水が発生する	●想定最大規模の洪水が発生すると堤防から越水が発生する C	<b>)</b>
●河道内樹木の再繁茂や土砂堆積が見られる	●河道内樹木の再繁茂や土砂堆積が見られる F	•
- 7 -	- 7 -	

# 4. 減災のための目標

現状の取組状況を踏まえて、令和2年度までに達成すべき目標は、以下のとおりとした。なお、緊急行動計画を踏まえて追加した一部の取組は、令和3年度を目標として取り組む。

# 【5年間で達成すべき目標】

大規模水害が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受け浸水が長期に及ぶことを念頭に、<u>逃げ遅れによる人的被害をなくし、地域社会機能の継続性を確保するため「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害を最小化」</u>するためのハード・ソフト対策を実施し、<u>水害・土砂災害に強い地域</u>を目指す。

# 【目標達成に向けた4本柱】

上記目標の達成に向け、野洲川および甲賀・湖南圏域において、以下の項目を4本柱とした取り組みを実施する。

- 1. 逃げ遅れをなくすための避難行動、長期的な避難のための取組
- 2. 確実な避難時間の確保、浸水被害軽減のための水防活動の取組
- 3. 生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるため の復旧活動の取組
- 4. 危機管理型ハード整備、洪水を安全に流すハード対策、水防拠点などの基盤整備等の取組

## 4. 減災のための目標

現状の取組状況を踏まえて、令和7年度までに達成すべき目標は、以下の とおりとした。 目標時期の見直し

# 【5年間で達成すべき目標】

大規模水害が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受け浸水が長期に及ぶことを念頭に、<u>逃げ遅れによる人的被害をなくし、地域社会機能の継続性を確保するため「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害を最小化」</u>するためのハード・ソフト対策を実施し、<u>水害・土砂災害に強い地域</u>を目指す。

# 【目標達成に向けた4本柱】

上記目標の達成に向け、野洲川および甲賀・湖南圏域において、以下の項目を4本柱とした取り組みを実施する。

- 1. 逃げ遅れをなくすための避難行動、長期的な避難のための取組
- 2. 確実な避難時間の確保、浸水被害軽減のための水防活動の取組
- 3. 生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための復旧活動の取組
- 4. 危機管理型ハード整備、洪水を安全に流すハード対策、水防拠点などの基盤整備等の取組

- 8 -

# 野洲川および甲賀・湖南圏域の取組方針(R3更新案)

旧(令和2年7月3日更新)

新(令和3年5月6日更新案)

# 5. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災 意識社会」の再構築することを目的に、各構成員参加機関が取り組む主な内 容は次のとおりである。

#### 1) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組 機関については、以下のとおりである。

	取組	主な取組項目	課題の	目標時期	取組機関
	番号		対応	H 135-3791	
①逃	げ遅れを	なくすための避難行動、長	期的な	避難のための	取組
	■避難勧	告等の発令に着目したタイ	ムライ:	ンの作成・活用	等
	1	・広域的な連携に資す	С	H30 年度	近江八幡市、
		るタイムラインへの			草津市、守山市、
		見直し			栗東市、甲賀市、
					野洲市、湖南市
	2	・避難のための時間を	С	H28 年度か	近江八幡市、
		十分に確保した避難		ら順次実施	草津市、守山市、
		勧告を発令するため			栗東市、甲賀市、
		のタイムラインの検			野洲市、湖南市
		証と改善(活用訓練			
		等の実施)			
	3	・上記タイムラインの	С	引き続き	近畿地整、
		作成支援		実施	気象台、滋賀県
	4	・出水期前に協議会に	С	引き続き	協議会全体
		おいてホットライン		実施	
		の連絡体制を確認			

# 5. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災 意識社会」の再構築することを目的に、各構成員参加機関が取り組む主な内 容は次のとおりである。

# 1) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組

機関については、以下のとおりである。

※1 引き続き実施:取組機関全でが一定の成果に到達し継続中 ※2 順次実施:取組機関によって一部実施

			課題	又は、何	部中
	取組番号	主な取組項目	<b>の</b>	目標時期	取組機関
	田万		対応		
①逃げ	遅れを	なくすための避難行動、長	期的な	避難のための	取組
■;	避難勧領	告等の発令に着目したタイ	ムライ:	ンの作成・活用	等
	1	<ul><li>広域的な連携に資す</li></ul>	С	H28 年度か	近江八幡市、
		るタイムラインへの		ら順次実施	草津市、守山市、
		見直し			栗東市、甲賀市、
					野洲市、湖南市
	2	・避難のための時間を	С	H28 年度か	近江八幡市、
		十分に確保した避難		ら順次実施	草津市、守山市、
		勧告を発令するため			栗東市、甲賀市、
		のタイムラインの検			野洲市、湖南市
		証と改善(活用訓練			
		等の実施)			
	3	・上記タイムラインの	С	引き続き	近畿地整、
		作成支援		実施	気象台、滋賀県
	4	・出水期前に協議会に	С	引き続き	協議会全体
		おいてホットライン		実施	
		の連絡体制を確認			

# 野洲川および甲賀・湖南圏域の取組方針(R3更新案)

	IΠ	( 令和 2	年7	月3	日更新)
--	----	--------	----	----	------

#### ■ハザードマップの作成・周知等 県管理河川における Α 滋賀県 想定最大規模の外力 を対象とした洪水浸 水想定区域の公表 〇日野川 H30 年度 H30 年度 〇琵琶湖 〇草津川 R1 年度 ・「地先の安全度マッ R1 年度 プ」の更新・公表 ・県管理区間(野洲川 В H29 年度か 滋賀県 上流、杣川、日野 ら順次実施 川、草津川、琵琶 湖)における想定最 大規模の外力を対象 とした氾濫シミュレ ーションの公表 想定最大規模の洪水 H29 年度か 近江八幡市、 浸水想定区域を考慮 ら順次実施 草津市、守山市、 したハザードマップ 栗東市、甲賀市、 の更新(避難経路の 野洲市、湖南市 追加等)および周知 Ε R2 年度 長期間に及ぶ浸水継 協議会全体 続地域、野洲川上流 や日野川等の氾濫も 想定した広域的な避 難計画の作成 10 ・緊急輸送道路も活用 Ε R2 年度 協議会全体 した避難経路の検討 逃げ遅れをなくすた G R2 年度 11 近江八幡市、 め、高齢者及び避難 草津市、守山市、 行動要支援者の避難 栗東市、甲賀市、 計画の作成 野洲市、湖南市 12 ・要配慮者利用施設の G R3 年度 協議会全体 避難計画作成や避難 訓練等の実施状況の ・避難誘導マニュアル H28 年度か 近江八幡市、 の作成 ら順次実施 草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市

	利(节和3年5)	プロロ史			
			※1 引き続き	実施:取組機関全  達し継続中 5:取組機関によっ	てが一定の
	・ドラップの作品 国気体		※2 順次実施	・取組機関によっ	て一部実施
	ードマップの作成・周知等		メは、付	※ 加度	
		A	引き続き	滋賀県	
	想定最大規模の外力		実施		
	を対象とした洪水浸				
0 + 1 + 0 + 1 - 3 + 1	水想定区域の公表・				
公表済みのため、引き					
周知することを追記	〇日野川				
	〇琵琶湖				
	〇草津川	-	71 + 4+ +	*** *D.E	
6	0	A	引き続き	滋賀県	
公表済みのため、引き			実施		
周知することを追記	周知				
	7K B - T = 161 (21 ////)	В	引き続き	滋賀県	
公表済みのため、引き	上流、杣川、日野 続き		実施		
周知することを追記	川、草津川、琵琶				
	湖)における想定最				
	大規模の外力を対象				
	とした氾濫シミュレ				
	ーションの公表・周				
	知				
8		D	H29 年度か	近江八幡市、	
	浸水想定区域を考慮		ら順次実施	草津市、守山市、	
	したハザードマップ			栗東市、甲賀市、	
	の更新(避難経路の			野洲市、湖南市	
	追加等)および周知				
	ZAMILA IZA ZAMIL	E	H28 年度か	協議会全体	
	続地域、野洲川上流		ら順次実施		
	や日野川等の氾濫も				
	想定した広域的な避				
	難計画の作成			1700070 2000000 EQ 24400 WAY	
10		E	H28 年度か	協議会全体	
	した避難経路の検討		ら順次実施		
1		G	H30 年度か	近江八幡市、	
	め、高齢者及び避難		ら順次実施	草津市、守山市、	
	行動要支援者の避難			栗東市、甲賀市、	
	計画の作成			野洲市、湖南市	
1		G	R3 年度	協議会全体	
	避難計画作成や避難				
	訓練等の実施状況の				
	確認				
1:		G	H28 年度か	近江八幡市、	
	の作成		ら順次実施	草津市、守山市、	
				栗東市、甲賀市、	
				野洲市、湖南市	

新(令和3年5月6日更新案)

# 野洲川および甲賀・湖南圏域の取組方針(R3更新案)

旧(令和2年7月3日更新)

新(令和3年5月6日更新案)

※1 引き続き実施:取組機関全てが一定の 成果に到達し継続中 ※2 順次実施:取組機関によって一部実施 又は、検討中

防災に	関する啓発活動、水害(防	災)教育	育の拡充	
14	・防災に関する補助教 材を活用した小中学 校と連携した防災に 関する出前講座の取 組み	Н	H28 年度から順次実施	協議会全体
15	・水災害に対する防災 教育に関する指導計 画の作成支援および 協議会の関連市にお ける全ての学校への 共有	Н	H30 年度から順次実施	近畿地整 滋賀県 近江八幡市、 草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市
16	・小学生等を中心とし た避難経路の安全利 用点検	Н	H29 年度か ら順次実施	草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市
17	・「我が家の避難カー ド」の作成	Н	H29 年度か ら順次実施	草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市
18	・上記「我が家の避難カ ード」「避難経路の安 全利用点検」の活動支 援	Н	H29 年度か ら順次実施	滋賀県
19	・避難行動に資する 「まるごとまちごと ハザードマップ」の 整備、計画作成等	Н	H29 年度から順次実施	草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市
20	・地域住民と連携した サイクリングによる 避難経路・河川周辺 の現地調査	Н	H29 年度から順次実施	協議会全体
21	<ul><li>・市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成および支援</li><li>結果について協議会等の場で共有</li></ul>	緊②	R1 年度から 実施	近畿地整、滋賀県

			7100	IN H I
■防災に	関する啓発活動、水害(四	防災)教育	育の拡充	
14	・防災に関する補助教	Н	H30 年度か	協議会全体
	材を活用した小中学		ら順次実施	
	校と連携した防災に			
	関する出前講座の取			
	組み			
15	・水災害に対する防災	Н	H30 年度か	近畿地整
	教育に関する指導計		ら順次実施	滋賀県
	画の作成支援および			近江八幡市、
	協議会の関連市にお			草津市、守山市、
	ける全ての学校への			栗東市、甲賀市、
	, 共有			野洲市、湖南市
16	・小学生等を中心とし	Н	H29 年度か	草津市、守山市、
	た避難経路の安全利		ら順次実施	栗東市、甲賀市、
	用点検			野洲市、湖南市
17	・「我が家の避難カー	Н	H29 年度か	草津市、守山市、
	ド」の作成		ら順次実施	栗東市、甲賀市、
				野洲市、湖南市
18	・上記「我が家の避難力	Н	H29 年度か	滋賀県
	ード」「避難経路の安		ら順次実施	
	全利用点検」の活動支			
	援			
19	・避難行動に資する	Н	H28 年度か	草津市、守山市、
	「まるごとまちごと		ら順次実施	栗東市、甲賀市、
	ハザードマップ」の			野洲市、湖南市
	整備、計画作成等			
20	・地域住民と連携した	Н	H28 年度か	協議会全体
	サイクリングによる		ら順次実施	
	避難経路・河川周辺			
	の現地調査			
21	・市町村等の取組を支	緊②	R1 年度から	近畿地整、滋賀県
	援する専門家のリス		実施	and the second s
	トを作成および支援			
	結果について協議会			
	等の場で共有			

野洲川および甲賀・湖南圏域の取組方針(R3更新)
--------------------------

旧(令和2年7月3日更新)

新(令和3年5月6日更新案)

| ※1 引き続き実施:取組機関全てが一定の | 成果に到達し継続中 | ※2 順次実施:取組機関によって一部実施 | 又は、検討中

■i	避難行	動のための情報発信等			
	22	・避難情報を各世帯へ	F	引き続き	草津市、守山市、
		確実に届けるため防		実施	栗東市、甲賀市、
		災行政無線等の普及			野洲市、湖南市
		(無線のデジタル化			
		等)			
	23	・避難情報を対象者へ	F	R2 年度	近江八幡市、
		確実に届けるためにケ			草津市、守山市、
		ーブルテレビや防災メール			栗東市、甲賀市、
		への登録、配信サービス			野洲市、湖南市
		や SNS の活用等			
	24	・防災対策や住民の避	F	引き続き	近畿地整、滋賀県
		難行動の判断をより		実施	
		分かりやすくするた			
		め水位計や CCTV カメ			
		ラの情報を提供(配			
		信)			
	25	・河川の防災情報を集	F	引き続き	近畿地整、滋賀県
		約するためのポータ		実施	
		ルサイトの更新			
	26	・住民の避難行動を促	F	引き続き	近畿地整、気象台
		すためプッシュ型の		実施	
		洪水予報等の情報発			
		信のための整備			
	27	・洪水予報文の改良と	F	H28 年度か	近畿地整、滋賀県、
		運用		ら実施	気象台
	28	・水害リスクラインに	緊②	R1 年度から	近畿地整
		基づく水位予測及び		実施	
		洪水予報を実施およ			
		び洪水の最高水位や			
		その到達時間の情報			
		提供など、洪水予報			
		の高度化を推進			

-,	应 ## <b>/二</b> ?	動のための情報発信等		※2 順次実施	匝:取組機関によっ 釜計中
<b>=</b> 1			_	1100 5 5 6	***** ***
	22	・避難情報を各世帯へ	F	H28 年度か	草津市、守山市、
		確実に届けるため防		ら順次実施	栗東市、甲賀市、
		災行政無線等の普及			野洲市、湖南市
		(無線のデジタル化			
	1000000	等)			0.200.00 10
	23	・避難情報を対象者へ	F	H28 年度か	近江八幡市、
		確実に届けるためにケ		ら順次実施	草津市、守山市、
		ーブルテレビや防災メール			栗東市、甲賀市、
		への登録、配信サービス			野洲市、湖南市
		や SNS の活用等			
	24	・防災対策や住民の避	F	H28 年度か	近畿地整、滋賀県
		難行動の判断をより		ら順次実施	
		分かりやすくするた			
		め水位計や CCTV カメ			
		ラの情報を提供(配			
		信)		2	
	25	・河川の防災情報を集	F	引き続き	近畿地整、滋賀県
		約するためのポータ		実施	
		ルサイトの更新			
	26	・住民の避難行動を促	F	引き続き	近畿地整、気象台
		すためプッシュ型の		実施	
		洪水予報等の情報発			
		信のための整備			
	27	・洪水予報文の改良と	F	引き続き	近畿地整、滋賀県、
		運用		実施	気象台
	28	・水害リスクラインに	緊②	R1 年度から	近畿地整
		基づく水位予測及び		実施	
		洪水予報を実施およ			
		び洪水の最高水位や			
		その到達時間の情報			
		提供など、洪水予報			
		の高度化を推進			

新(令和3年5月6日更新案)

※1 引き続き実施:取組機関全てが一定の成果に到達し継続中 ※2 順次実施:取組機関によって一部実施 又は、検討中

小小刀作	制の強化			
29	・水防団員や消防団員	I	引き続き	近江八幡市、
	の募集の強化		実施	草津市、守山市
				栗東市、甲賀市
				野洲市、湖南
30	・自主防災組織の活	I	引き続き	近江八幡市、
	用、強化(組織の育成		実施	草津市、守山市
	や立上げサポート等)			栗東市、甲賀市
				野洲市、湖南
31	・水防技術に関する勉	I	H29 年度か	近江八幡市、
	強会の実施		ら順次実施	草津市、守山市
				栗東市、甲賀市
				野洲市、湖南
32	・ロールプレイング方	J	H29 年度か	協議会全体
	式による情報伝達訓練		ら順次実施	
	の実施による連絡体制			
	の強化・確認			
	(タイムラインの活			
	用)			
33	・市を越えた水防訓練	J	H28 年度か	協議会全体
	の検討(広域避難計		ら順次実施	
	画の作成後に訓練を			
	実施予定)			
34	・防災組織の連絡が迅	J	H28 年度	草津市、守山市
	速かつ円滑に行える			栗東市、野洲
	MCA無線の整備			
水防活	動支援のための情報公開、	情報共	 -	
35	・重要水防箇所の情報	K	引き続き	近畿地整、
	共有と関係市による共		実施	守山市、栗東市
	同点検(国管理区間)			野洲市、湖南
36	・重要水防箇所につい	K	R3. 6	滋賀県、
	て5ヶ年点検計画を作			草津市、守山市
	成し、河川管理者と関			栗東市、甲賀市
	係市による共同点検			野洲市、湖南
	(県管理区間)			
37	・水防資機材につい	K	H30 年度か	近畿地整、
	て、河川管理者、水		ら順次実施	滋賀県、
	防活動に関わる関係			草津市、守山市
	者が共同して点検を			栗東市、甲賀市
l .	実施			野洲市、湖南

②確実7	な避難	時間の確保、浸水被害軽減	れのため	の水防活動の	取組
■水	〈防体部	制の強化			
	29	<ul><li>水防団員や消防団員</li></ul>	I	H28 年度か	近江八幡市、
		の募集の強化		ら順次実施	草津市、守山市、
					栗東市、甲賀市、
					野洲市、湖南市
	30	<ul><li>自主防災組織の活</li></ul>	I	H28 年度か	近江八幡市、
		用、強化(組織の育成		ら順次実施	草津市、守山市、
		や立上げサポート等)			栗東市、甲賀市、
					野洲市、湖南市
	31	・水防技術に関する勉	I	H28 年度か	近江八幡市、
		強会の実施		ら順次実施	草津市、守山市、
					栗東市、甲賀市、
					野洲市、湖南市
	32	・ロールプレイング方	J	H28 年度か	協議会全体
		式による情報伝達訓練		ら順次実施	
		の実施による連絡体制			
		の強化・確認			
		(タイムラインの活			
		用)			
	33	・市を越えた水防訓練	J	H28 年度か	協議会全体
		の検討(広域避難計		ら順次実施	
		画の作成後に訓練を			
		実施予定)			
	34	<ul><li>防災組織の連絡が迅</li></ul>	J	H28 年度か	草津市、守山市、
		速かつ円滑に行える		ら順次実施	栗東市、野洲市
		MCA無線の整備			
■水	《防活	動支援のための情報公開、	情報共	有	
	35	<ul><li>重要水防箇所の情報</li></ul>	K	引き続き	近畿地整、
		共有と関係市による共		実施	守山市、栗東市、
		同点検(国管理区間)			野洲市、湖南市
	36	・重要水防箇所につい	K	引き続き	滋賀県、
		て5ヶ年点検計画を作		実施	草津市、守山市、
		成し、河川管理者と関			栗東市、甲賀市、
		係市による共同点検			野洲市、湖南市
		(県管理区間)			
	37	・水防資機材につい	K	引き続き	近畿地整、
		て、河川管理者、水		実施	滋賀県、
		防活動に関わる関係			草津市、守山市、
		者が共同して点検を			栗東市、甲賀市、
		実施			野洲市、湖南市

# 野洲川および甲賀・湖南圏域の取組方針(R3更新案)

旧(令和2年7月3日更新)

新(令和3年5月6日更新案)

38	土地利用の促進 ・浸水被害軽減地区を	緊①	H30 年度か	近畿地整、滋賀県
	指定する際に参考と	, A.O.	ら順次実施	ZW-DIE( MXX
	なる土地に係る情報		3 NR 3 ( ) C 11 E	
	提供			
39	・水防管理者による浸	緊①	H30 年度か	近江八幡市、
	水被害軽減地区の指定		ら順次実施	草津市、守山市、
	及び複数市に影響があ			栗東市、甲賀市、
	る地区の課題共有と、			野洲市、湖南市
	連携した指定			
40	<ul><li>浸水想定区域内の市</li></ul>	緊①	引き続き	近畿地整、滋賀県
	への水害リスク情報		実施	
	の提供			
41	<ul><li>不動産関連事業者に</li></ul>	緊①	引き続き	滋賀県
	対し、水害リスク情		実施	
	報等の提供			
市庁舎	や災害拠点病院等の自衛水			
42	<ul><li>浸水想定区域内の市</li></ul>	緊①	H30 年度か	近畿地整、滋賀県
	庁舎や災害拠点病院		ら順次実施	
	等に関する情報共有			
43	・浸水想定区域内の施	緊①	H30 年度か	近江八幡市、
	設管理者への情報伝達		ら順次実施	草津市、守山市、
	体制・方法検討			栗東市、甲賀市、
		ET (	1100 to the 1.	野洲市、湖南市
44	・市庁舎や災害拠点病	緊①	H30 年度か	近江八幡市、
	院等の機能確保に関		ら順次実施	草津市、守山市、
	する情報と対策の実			栗東市、甲賀市、
 	施状況の共有	[+ Λ+++ \	<u>#</u>	野洲市、湖南市
	や災害拠点病院等の自衛水			↑ ⊆ 处弦 1 山, 南西
45	・河川管理者が設置し	緊①	引き続き	近畿地整
	ている樋門につい て、無動力化や新た		実施	
	な操作委託先につい			
	て検討			
可旧水				
46	・中小河川における簡	L	引き続き	滋賀県
70	易な方法も活用した		実施	不良無
	河川水位等の情報提		大心	
	供			
47	- 危険性の高い中小河	L	引き続き	滋賀県、草津市
	川における避難判断の		実施	
		ı		I

			※1 引き続 成果に	き実施:取組機関: 到達し継続中 施:取組機関によ
切な:	土地利用の促進		- ※2 順次実 又は、	他:取組機関によ <sup>、</sup> 倹討中
38	· 浸水被害軽減地区を	緊①	引き続き	近畿地整、滋賀県
••	指定する際に参考と	) N ()	実施	
	なる土地に係る情報		X110	
	提供			
39	・水防管理者による浸	緊①	引き続き	近江八幡市、
••	水被害軽減地区の指定	sie 🕚	実施	草津市、守山市、
	及び複数市に影響があ		X110	栗東市、甲賀市、
	る地区の課題共有と、			野洲市、湖南市
	連携した指定			2,0,1,1,1,1,1,1
40	・ 浸水想定区域内の市	緊①	引き続き	近畿地整、滋賀県
	への水害リスク情報	) IC ()	実施	
	の提供		<i>5</i> 2.25	
41	・不動産関連事業者に	緊①	引き続き	滋賀県
	対し、水害リスク情		実施	
	報等の提供			
庁舎·	や災害拠点病院等の自衛水	防の推済	<b>生</b>	I
42	・浸水想定区域内の市	緊①	引き続き	近畿地整、滋賀県
	庁舎や災害拠点病院		実施	
	等に関する情報共有			
43	・浸水想定区域内の施	緊①	H30 年度か	近江八幡市、
	設管理者への情報伝達		ら順次実施	草津市、守山市、
	体制・方法検討			栗東市、甲賀市、
				野洲市、湖南市
44	・市庁舎や災害拠点病	緊①	H30 年度か	近江八幡市、
	院等の機能確保に関		ら順次実施	草津市、守山市、
	する情報と対策の実			栗東市、甲賀市、
	施状況の共有			野洲市、湖南市
宁舎·	や災害拠点病院等の自衛水	防の推済	<b>進</b>	
45	・河川管理者が設置し	緊①	H30 年度か	近畿地整
	ている樋門につい		ら順次実施	
	て、無動力化や新た			
	な操作委託先につい			
	て検討			
川水	位等に係る情報の提供			
46	・中小河川における簡	L	H30 年度か	滋賀県
	易な方法も活用した		ら順次実施	
	河川水位等の情報提			
	供			
47	<ul><li>・危険性の高い中小河</li></ul>	L	H30 年度か	滋賀県、草津市
	川における避難判断の		ら順次実施	
	目安の検討			1

新(令和3年5月6日更新案)

※1 引き続き実施:取組機関全てが一定の成果に到達し継続中 ※2 順次実施:取組機関によって一部実施 又は、検討中

#### ③生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための復旧活動の取組 ■排水活動及び施設運用に関する取組 ・河川情報等の迅速な 引き続き 近畿地整、滋賀県 状況把握と関係機関 実施 への情報提供と共有 野洲川(国管理区 引き続き 近畿地整 間) において緊急時に 実施 迅速かつ的確な対応を 行うため大規模災害を 想定した排水ポンプ車 の最適配置計画の作成 H29 年度か 近畿地整、滋賀県、 ・基地被災時を想定し た衛星通信車や対策 ら順次実施 近江八幡市、 本部車を利用した訓 草津市、守山市、 練の実施 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市 51 浸水する緊急輸送道 M R2 年度 近畿地整、滋賀県 路の代替ルートの検 ・浸水が4週間以上に R2 年度 近畿地整、滋賀県、 近江八幡市、 及ぶ湖岸地域の早期 復旧に資する資機材 草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 の広域的な輸送計画 の作成 野洲市、湖南市 H28 年度か ・広域的に資材を運用 近畿地整、滋賀県、 ら実施 するための調整の実 近江八幡市、 施 草津市、守山市、 栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市

3生活	再建、	社会経済活動を一刻も早く	回復さ	せるための復	日活動の取組
	排水活	動及び施設運用に関する取	組		
	48	・河川情報等の迅速な	М	引き続き	近畿地整、滋賀県
		状況把握と関係機関		実施	
		への情報提供と共有			
	49	• 野洲川(国管理区	М	引き続き	近畿地整
		間)において緊急時に		実施	
		迅速かつ的確な対応を			
		行うため大規模災害を			
		想定した排水ポンプ車			
		の最適配置計画の作成			
	50	・基地被災時を想定し	М	引き続き	近畿地整、滋賀県、
		た衛星通信車や対策		実施	近江八幡市、
		本部車を利用した訓			草津市、守山市、
		練の実施			栗東市、甲賀市、
					野洲市、湖南市
	51	<ul><li>浸水する緊急輸送道</li></ul>	М	H28 年度か	近畿地整、滋賀県
		路の代替ルートの検		ら順次実施	
		討	2		
	52	・浸水が4週間以上に	М	H28 年度か	近畿地整、滋賀県、
		及ぶ湖岸地域の早期		ら順次実施	近江八幡市、
		復旧に資する資機材			草津市、守山市、
		の広域的な輸送計画			栗東市、甲賀市、
		の作成			野洲市、湖南市
	53	・広域的に資材を運用	M	H28 年度か	近畿地整、滋賀県、
		するための調整の実		ら順次実施	近江八幡市、
		施			草津市、守山市、
					栗東市、甲賀市、
					野洲市、湖南市

新(令和3年5月6日更新案)

# 2) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組 機関については、以下のとおりである。

	取組		課題		
	番号	主な取組項目	の	目標時期	取組機関
	Д,		対応		
4危機	管理型	!ハード整備、洪水を安全に	こ流すハ	ード対策、水	防拠点などの基
盤整	備等の	取組			
	洪水を	河川内で安全に流す対策			
	54	<ul><li>野洲市南桜地区等の</li></ul>	N	R2 年度	近畿地整
		堤防強化			
	55	・「滋賀県河川整備5ヶ	N	引き続き	滋賀県
		年計画(平成31年3		実施	
		月)」に基づく県管理			
		河川の改修および堤			
		防強化			
		【南部土木事務所管			
		内】			
		〇護岸、河道掘削			
		(童子川)野洲市五之			
		里			
		(守山川)守山市三宅			
		町~金森町			
		(葉山川)栗東市上			
		鈎、坊袋~川辺			
		(北川) 草津市矢倉2			
		丁目、野路1丁目			
		(新川)野洲市野田、			
		安治			
		(妓王井川)野洲市小			
		篠原			
		(法竜川)守山市笠原			
		町			

(天神川) 守山市石田

(中ノ井川) 栗東市下 鈎~野尻、蜂屋 〇築堤、護岸、河道掘

(金勝川) 栗東市川

辺、目川

2) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組

課題

機関については、以下のとおりである。

※1 引き続き実施:取組機関全てが一定の成果に到達し継続中 ※2 順次実施:取組機関によって一部実施

取組 取組機関 主な取組項目 目標時期

共水を?	可川内で安全に流す対策			
54	・野洲市南桜地区等の	N	引き続き	近畿地整
	堤防強化		実施	
55	・「滋賀県河川整備5ヶ	N	引き続き	滋賀県
	年計画(平成31年3		実施	
	月)」に基づく県管理			
	河川の改修および堤			
	防強化			
	  【南部土木事務所管			
	内】			
	〇護岸、河道掘削			
	(童子川) 野洲市五之			
	里			
	(守山川)守山市三宅			
	町~金森町			
	(葉山川)栗東市上			
	鈎、坊袋~川辺			
	(北川) 草津市矢倉2			
	丁目、野路1丁目			
	(新川)野洲市野田、			
	安治			
	(妓王井川)野洲市小			
	篠原			
	(法竜川)守山市笠原			
	町			
	(天神川)守山市石田 町			
	│ <sup>┉」</sup> │(中ノ井川)栗東市下			
	、中ノガ川)未泉川下			
	│			
	○宋堤、護庠、周追掘     削			
	<sup>円3</sup>   (金勝川) 栗東市川			
	辺、目川			

新(令和3年5月6日更新案)

EC	理型ハード対策		D2 左车	・に 別名 上山 市行
56	- 堤防裏法尻の補強 	0	R2 年度	近畿地整
■河川区	域等の管理			
57	•河道内樹木の伐採や	P	引き続き	近畿地整、滋賀県
	河道内堆積 土砂の		実施	
	除去等			
58	•「南部土木事務所管内	P	引き続き	滋賀県
	維持管理計画」、「甲		実施	
	賀土木事務所管内維			
	持管理計画」に基づ			
	く維持管理を実施			
	動、水防活動、復旧活動に	資する		
59	・早期に氾濫が発生す	L	引き続き	近畿地整、滋賀県
	る地域等における洪		実施	
	水時の避難勧告等の			
	発令判断に活用する			
	ため簡易水位計・量			
	水標を設置し情報共			
	有			
60	・水防団等の水防活動	L	引き続き	近畿地整、滋賀県
	を支援するためCC		実施	
	TVカメラを設置し			
	情報共有(配置計画			
	の検討・見直し)			
61	• 危機管理型水位計配	L		近畿地整、滋賀県
	置計画に基づいて順		ら順次実施	
	次整備			
62	・水防活動や応急復旧	J	R2 年度	近畿地整
	活動に資する水防拠	I	I	
	点動に負する小防煙 点整備			

			※1 引き続き実施:取組機関   成果に到達し継続中		
- 100 FC			※2 順次実施	物産の施物中 他:取組機関によっ 金計中	
	理型ハード対策		712 (4)	X   1   T	
56	・堤防裏法尻の補強	0	引き続き	近畿地整	
	I had a feliam		実施		
	域等の管理	T			
57	・河道内樹木の伐採や	P	引き続き	近畿地整、滋賀県	
	河道内堆積 土砂の		実施		
3	除去等				
58	•「南部土木事務所管内	P	引き続き	滋賀県	
	維持管理計画」、「甲		実施		
	賀土木事務所管内維				
	持管理計画」に基づ				
	く維持管理を実施				
」 游難行	□ 動、水防活動、復旧活動に	 :沓する	│ 基盤等の整備		
59	・早期に氾濫が発生す	L	引き続き	近畿地整、滋賀県	
	る地域等における洪		実施		
	水時の避難勧告等の				
	発令判断に活用する				
	ため簡易水位計・量				
	水標を設置し情報共				
	有				
60	・水防団等の水防活動	L	引き続き	近畿地整、滋賀県	
	を支援するためCC		実施		
	TVカメラを設置し				
	情報共有(配置計画				
	の検討・見直し)				
61	• 危機管理型水位計配	L	引き続き	近畿地整、滋賀県	
	置計画に基づいて順		実施		
	次整備				
		1 .			

引き続き

実施

近畿地整

・水防活動や応急復旧

点整備

活動に資する水防拠

#### 新(令和3年5月6日更新案)

#### 6. フォローアップ

今後、想定最大規模の洪水に対する取組方針については、本協議会の構成 員の追加も含めた検討を行い、取組方針の見直しを実施する。

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計 画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取 り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を 収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

#### 6. フォローアップ

今後、想定最大規模の洪水に対する取組方針については、本協議会の構成 員の追加も含めた検討を行い、取組方針の見直しを実施する。

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を 収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。